本号で公布された法令のあらまし

◇国立大学法人法の一部を改正する法律（法律第八八号）（文部科学省）

1　特定国立大学法人についての運営方針会議の設置及び特例の創設等

(一)　別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が七人以上である国立大学法人のうち、収入及び支出の額並びに収容定員の総数及び教職員の数を考慮して、事業の規模が特に大きいものとして政令で指定するものを「特定国立大学法人」ということとした。（第二一条の二関係）

(二)　特定国立大学法人には、中期目標についての意見、中期計画の作成又は変更並びに財務諸表、予算、事業報告書及び決算報告書の作成に関する事項（以下「運営方針事項」という。）について決議するとともに、決議した内容に基づいて適切に当該特定国立大学法人の運営が行われているかどうかについての監督を行う機関として、運営方針会議を置くこととした。（第二一条の三関係）

(三)　運営方針会議は、三人以上の運営方針委員及び学長で組織すること等、運営方針会議の構成等に関する規定を整備することとした。（第二一条の四第一項及び第九項～第一三項関係）

(四)　運営方針委員は、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、学長が任命すること等、運営方針委員に関する規定を整備することとした。（第二一条の四第二項～第八項関係）

(五)　特定国立大学法人においては、運営方針事項の決定は、運営方針会議の決議によるものとした。（第二一条の五関係）

(六)　運営方針会議は、特定国立大学法人の運営が(五)により決議した運営方針事項の内容に基づいて適切に行われていないと認めるときは、学長に対し、当該特定国立大学法人の運営を改善するために必要な措置を講ずることを求めることができることとする等、学長の職務等の特例に関する規定を整備することとした。（第二一条の六関係）

(七)　特定国立大学法人の監事は、運営方針委員に対して事務及び事業の報告を求めることができることとし、役員又は運営方針委員が不正の行為をしたと認めるとき等は、遅滞なく、学長に加え、運営方針会議にも報告することとした。（第二一条の七関係）

(八)　運営方針会議は、学長が国立大学法人法（平成一五年法律第一一二号）第一七条第二項又は第三項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長選考・監察会議に報告しなければならないこととする等、学長の解任等の特例に関する規定を整備することとした。（第二一条の八関係）

(九)　特定国立大学法人以外の国立大学法人は、特別な事情によりその運営に関して監督のための体制を強化する必要があるときは、文部科学大臣の承認を受けて、運営方針会議を置くことができることとし、当該国立大学法人に(五)から(八)までの特例に関する規定を準用することとした。（第二一条の九関係）

2　国立大学法人等の資金調達方法の対象拡大及び資産管理方法の弾力化

(一)　国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発又は整備に必要な費用に充てるため、長期借入金をし、又は債券を発行することができることとした。（第三三条関係）

(二)　国立大学法人等は、当該国立大学法人等の所有に属する土地等の貸付けに関する計画を作成し、文部科学大臣の認可を受けることができることとするとともに、その認可を受けた国立大学法人等は、当該計画に定めるところに従って土地等の貸付けを行う場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこととし、この場合においては、国立大学法人法第三三条の三の認可を受けることを要しないこととした。（第三三条の四関係）

3　国立大学法人の統廃合

国立大学法人東京医科歯科大学と国立大学法人東京工業大学を統合し、国立大学法人東京科学大学とすることとした。（別表第一関係）

4　施行期日等

(一)　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第八条関係）

(二)　その他関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第九条及び第一〇条関係）

(三)　この法律は、一部を除き、令和六年一〇月一日から施行するものとした。

◇特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（法律第八九号）（文部科学省）

1　総則

(一)　趣旨

この法律は、現下の宗教法人（宗教法人法（昭和二六年法律第一二六号）第四条第二項に規定する宗教法人をいう。以下同じ。）をめぐる状況に鑑み、特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するため、総合法律支援法（平成一六年法律第七四号）第一三条に規定する日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例を定めるものとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　この法律において「対象宗教法人」とは、宗教法人法第八一条第一項の規定による解散命令の請求が行われ又は同項に規定する事件の手続が開始された宗教法人であって、当該請求又は当該手続の開始が次のいずれにも該当するもの（以下「特定解散命令請求等」という。）に係るものをいうこととした。（第二条第一項関係）

イ　宗教法人法第八一条第一項第一号に該当する事由があることを理由とするものであること。

ロ　所轄庁（宗教法人法第五条に規定する所轄庁をいう。以下同じ。）若しくは検察官による請求又は裁判所の職権による手続の開始であること。

(2)　この法律において「特定不法行為等」とは、特定解散命令請求等の原因となった不法行為、契約申込み等（対象宗教法人との契約の申込み若しくはその承諾の意思表示又は対象宗教法人に対する財産上の利益を供与する単独行為をする旨の意思表示をいう。）の取消しの理由となる行為その他の行為及びこれらと同種の行為であって、対象宗教法人又はその信者その他の関係者によるものをいうこととした。（第二条第二項関係）

2　支援センターの業務の特例

(一)　支援センターは、総合法律支援法第三〇条に規定する業務のほか、次に掲げる業務（以下「特定被害者法律援助事業」という。）を行うこととした。（第三条第一項関係）

(1)　特定被害者（特定不法行為等に係る被害者であって、国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者をいう。以下同じ。）をその資力の状況にかかわらず援助する次に掲げる業務

イ　特定不法行為等に関する民事事件手続（裁判所における民事訴訟手続、民事調停手続、民事保全手続、強制執行手続その他の民事事件に関する手続をいう。以下この(1)において同じ。）であって、特定被害者を当事者とするもの（ハ及び(四)において「特定被害者に係る民事事件手続」という。）の準備及び追行（民事事件手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。(四)において同じ。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

ロ　イの立替えに代え、イの報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な特定被害者法律援助契約弁護士等（支援センターとの間で、支援センターの特定被害者法律援助事業に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び総合法律支援法第一条に規定する隣接法律専門職者をいう。ニにおいて同じ。）にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。